鶉居録

参

特別
14
1919
149

176426

○四月廿七日支那の興亡盛衰をのべ
玄奘の天竺へ行きし事を述べ[illegible]
のことを[illegible]
混じたる[illegible]
うたことの[illegible]
萬世)をしたことがあるか[illegible]
中にある、そこで[illegible]
書くつもり、こ十冊[illegible]
引く[illegible]

38- 8948

しかるのみや履歴の大変もあるべし、善し図書
館の学問上に至る部門備えて立いてしかい本で
ちょうどいい及ぶ所を少し備えるべし
○米国のあらゆるものの大学にあるの使用法のいろ
いろをしかるべしLaw Library とそれ
例えば五年前にはもう勤続したあるの
の弱し一年丈休暇を与えることを弾劾
をみるべきいろいろ、シフ、アプセンスであるべし
此の休暇を与えるべきは大体一ケ年百ケ人の
内にあるべき特別を与えることをもってして
ある保しまた与えるべきものである

東京原製

暇だけ与えることを与えるべきである
○我邦に於ても一ヶ月、アプセンスを要する
当る弾劾法を特別の教授を要し海外
に流を以て余すべき、これこれ即ちリーウ、ラス、アプセ
ンスと其の特別を同じくしてあるべ
き単の休暇を与えるべきもよい方法である、
ナセこれはいろいろ勉強して教授
ひ年久しくこれは其の学問を広くするの
此の法の流を汲み取り論説をしの方法
休暇を与ふ一考を得の法ひあること、
○北尾次郎の流を汲んだ七千四百円

そう云、迫いゆる之を云う流者そんなこと云う矣
地七千四位無へるそうしい

○黒人婆さ黒ろいる者いるつぐの山年の浴を
ヒトリ黒くまるい、五六才位子供を抱
奇驚ひろう、ぬるる漸やもちろる地位迄々
黒くるるるひるるるの身体の部分ハ
黒くるるるもいるもるるる目の縁と
陰茎の亀頭るるるまるることを覚えた
○此時日報社人を伴ハ待つたるるる入れた
ハ婦人婦用の着物を指
けるるるう思い出さんるるやく入つて見

まるさるもる虎ハ扱ハを黒ろし猫也
う此の屋のうハひるるるを数中の人を分
課して宛ハ待ハのごとく高一杯ハ机ハ列
てるるるるるるるるるるるるるるるるるる四合一るるるるるるるる
一部ハ仕切ハるるるるるるるるるるるるるるるるる

○北洲の国あまたこそ起れ其の原始をたづぬれば

出雲さんにて言ふる国あまたこそ拾けれ扶桑

君香　天地福

面

複

田口米作氏

印刷所　東京地質学会社会式株

模様
渡邊香涯君

君明素城結

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]社会ニ公布シ以テ政府ヲ戒メテ天下輿論ノ向ク所ヲ大ニ十二分ニ得ルヲ

○政府ハ元来其ノ政ヲ為スニ当リ内ニ苦ミ外ニ困ヲ外交ニ於テハ[illegible]ヲ[illegible]ニ相[illegible]ヲ[illegible]ニ[illegible]ヲ[illegible]ニ[illegible]ヲ[illegible]ニ

政方の進命を去らんとするの後援を為すに
因り

○伊達の解散後の後援者と為りて
て進ず腦を按じ[illegible]
の[illegible]を[illegible]
[illegible]を思い合わせべし[illegible]
[illegible]を[illegible]
を[illegible]
[illegible]

東京帝國大學圖書

て見ること能わざる[illegible]の行者を平治せ[illegible]
[illegible]
と開戦し陸路首都を[illegible]
[illegible]

○相撲の三[illegible]
二十二才で身の丈[illegible]
を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○[illegible]
三段の若しい変[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ジョンス、ホプキンスき三万萬弗以上の[illegible]
[illegible]、其他も大体三万萬弗位[illegible]
然[illegible]を[illegible]しいあ
れば

○塩原男爵の紹介して彼れの[illegible]迫の入りて
そこにて米国のスチーブンソンアンドニューヨーク三
十哩の[illegible]月実体を勤める一人の外国
あるに、此の男[illegible]破産漢ひ、[illegible]和
[illegible]ばめ[illegible]極[illegible]屋[illegible]、ドシ〳〵
やつはけるのひ、[illegible]の中[illegible]此の奴漢
[illegible]やとこめ[illegible]此[illegible]勤[illegible]、[illegible]の

めめる校[illegible]如めるる
[illegible]の[illegible]不[illegible]
[illegible]性[illegible]元[illegible]校[illegible]
くる百[illegible]、[illegible]る校[illegible]
校[illegible]め諸[illegible]
し[illegible]年[illegible]を[illegible]、其後此の如傳の[illegible]
める紀念[illegible]
宴[illegible]実[illegible]傳めべきである、人の印[illegible]
勤[illegible]
[illegible]人の[illegible]甲[illegible]を
[illegible]、校[illegible]を[illegible]め[illegible]き[illegible]
の儀式を以て[illegible]、流[illegible]名[illegible]共和国[illegible]大[illegible]

○長田秋濤ごとき所謂外交の性質を解せざる
探偵をんなどを教師として外交の秘密を
やすやすと探偵せしめ、いざとなれば露国交際を破
るるとの無茶なるをや、北のごろつきの露国の探
偵をつとめるごとき、文部省一流の
所為にして、あるべきことにあらず、決して一笑に付す
べきものなり、危険なる人物の為を迫るも、彼の
国を去るの期なきをおうんと試を
為すべきは時の教師なるを、彼を責
と合せしものさえあるも、もしも
平素うるさくけて行かば、後来如何や数

嶋武をんなども甲国うるもとうとと云、
自体もの云ふる時絶の云ふて云ふ云ふ
故おるこの云ふもの二六年前と関係なく
云ふ二ヶ月時分をんな新橋のものをあるき
云ふ云ふて庭内、二つ云ふこうよくうるうるの性
もものを時をんとて絶えの子を言い解らしと
うるうんとうるうるうるだが、何を論議うるうる
のの稽古をいうるいぶ、陸軍内及の内部恰
無うるも稽古を変議うるうる近衛を修
つとうる又近衛ごうるうるんを雑集稽古れうる
うるる話判もある、又北の内務をふるうる

[illegible]

○獨乙の大学あるなり他と異なるなり、所謂四[illegible]
録屋にて[illegible]行くなり文部省の聴講
するけんべ動きがえんあり校の長[illegible]
[illegible]獨乙の大学は自由の強さなるなり
[illegible]、文部省のごとき、大学の教授上の事
[illegible]一方[illegible]の茶喫しるいとこの事なり、[illegible]
[illegible]表面[illegible]論[illegible]を唱ひしよ
ろしい、他の国家[illegible]例う一
二[illegible]千八百四十年[illegible]
[illegible]ベーゲル流の哲学を講ずることを千八百
[illegible]四五年[illegible]

こゝろのもち、とゝのえんはるゝことであるゝ

○プロシーセンでは大学教授の遺族を扶助する法律を定まつてゐる、此ごろその方法を調べて見たが、扶助料を大学と四学と双方より支出し、その扶助額を左の割合である

一 正教授の寡婦　年額千四百マーク

一 助教授の寡婦　年額千　マーク

又助教授の子の割合を以て廿一歳を限とする

まだ支給を受くる事ゝなるまでゝある

一 全部（あ記せるもの）　六百マーク

一 其他の部（全上表以下）　四百　〃

一 其他の部（四あるもの）　四百　〃

一 其他の部（全上表以下）　二百五十　〃

○此等を外国の俸給額と比べて見ると、大分低味を感じて来た、即使印紙に記して来た比較味を感じるのは、えんを俸給額にくらべて見ると、ずゝ深いことゝ云へる、然るに俸給額を和蘭にも設けてあること、又高位の面白いのは、接続してゐる事ゝ、即使印紙にもなるべしいのは、和蘭印紙にもなる和蘭にも出来ぬ、其上再度にも出来ぬ、其の稀んなる上、なるべくは、俸給額にも是迄貴

い譯びあり、上方風に行て當の郵便印紙の表地をもとにして一番高い方の二百七十五磅まで、ハワイの印紙に極めて稀なる、ゝゝのゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]人を京都[illegible]の図書館[illegible]
[illegible]嶋文[illegible]、[illegible]集めるうち[illegible]
容易[illegible]く、鳴のごときも中学時代[illegible]
集め[illegible]
[illegible]人の[illegible]千程[illegible]
引受[illegible]二三[illegible]
[illegible]千程[illegible]
困難[illegible]
五千程を集める困難と専用を決して集める
[illegible]

雲洋紙四枚郵便印紙を愛玩する集人多く意
味あり郵便印紙を愛玩する集人は流行の先駆者
なり生れて初めて見る郵便印紙の色彩も美
麗なり又意匠巧妙なり印紙の種類を拾ひて
七八種あり中にも記念印紙の意匠者
人多し郵便印紙の意匠者は厚紙に印刷せるも
其厚薄の種類多き故に書きこんで大切なる書
類を挿やスカシを挿入するとその書式に又いう
迄無の花形なる印紙を愛玩する者の一端をい

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

日本の土地[illegible]

[illegible]

[illegible]

ひとり柳や其の他の樹木の植えてあるべし
計の清あるべしとて伐採さんとせし……
大きなる松籠の巻
の長くかたびのあるを心為にとて和合
ひとりうらた
のうち於ける巻の二大樹を源平合戦の為し
くまうの男性を異にしたる為に浪速地士も
左のごとくこうも
源氏と平氏の方相を配置して
そ於てそれぞれ支障をさしひきたい、
其の男性とこれい相違をいい異なる

ひとり平家と源氏あるべし
つまいてもよろしく保つが、源氏を謀る平家
いえの出し方も平家巻の地方後悔の
方ひとりの体うの大きく強て最も大
きいうえ絶えて大きくあるべし其の他の
巻も平家の方を中心を常ひて
源氏の方は中心巻を含んひたる、さうして
まれいうもとに神くに敬を面合好可敬
えとなくて平家の方う源氏の方よりも敬
能多いのひとり併しあるの文も若しいか
まてもこれいなる、源氏を文も浮いあの流

[illegible]

[illegible]

[illegible]

小動あるをいまだ[illegible]小動あるを[illegible]
[illegible]国[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の[illegible]のごとく[illegible]を[illegible]
[illegible]中央丑未和[illegible]
[illegible]
[illegible]人[illegible]中央丑未和土人[illegible]
[illegible]
又中央、[illegible]
[illegible]を[illegible]

東京原製

（[illegible]）[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○吹矢（[illegible]）[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

以ていくつかの腰を集め武士
を待ちうけ、彼等を容赦なく行
人をその辻中の隅に追ひ詰めるを殺す、彼等は
屋刃の「ナタ」のごとき、きものを用ひ柱の根に
刀身を入れ丈を抜き出し、そんなナタを
もてめて針金細を以つて結ひ付け、
まるで人の面のごとく変化して窺
ひ人の通行を待ち伏せ不意に狙撃
し奪ひその財物を以て首を斬り
落す而して彼等は目的達するを以て決

して盗賊のごとく悪中を探索するを常とし
彼等は表面を掠奪すと雖も化を手を
下さずとなす
彼等の殺人数つき問ふべき証しかなる
人数なるや極度の秘密の辞を以て
探索し此人の話しによるに例の甲部
隊の首長を平和を約して探検に行くとき
といくらか要人なる約束を守って言をかへる
そうひなるが、其の印度の要人と会談し
若しは色色なることしてゆく隣国の
要塞うまるを会をユキ探検者の

首をおしうめられる者しきたり手に持ちて
しる首の話をんじはめる、この首を上等に
とうえんを珍らしい形にとうこの名あるう、
そうして終る、この首を欲しいと言ひ
たいと其の操持者を問はつてゐる印度の人
の交渉をめぐらせ、約束うちうち流れる
ところの人うち武士とうちあるの係
し其の部落を離れて老衰う且つ及
ぶうら宝る剣所持するとうの事ゆや書
人を後ろ頭の四起してゐる首を最も貴
みえんを不思議うる伝指動き殺さる

ひとそうんめとうの事に
生蕃を活捕上人と称もうい唯此人原つ
敬しも高文うい唯此人原つ
すーうるとうるうる文、こ文の物質うる
生蕃の数を十番位うんとうこ人の
きうう土匪の掃操のつめるが、えんうる生
蕃征伐の主力を向ける云ひとうす

○北ごろ多行した太の俗の言葉うる 坂井
(ゆうう)の「古代文字の後流」と題う一冊う載
つてうるうんうう先人が七碑や多拓ある

佛ノ彫刻シアル古ノ文字ヲイロ〳〵ト二種ニ
過ギズ或ハ浮ク或ハ沈ンシタ其ノ方法ノ
一端ヲ示サンカ為メニ一二ノ例ヲ掲ケ深ク研究
シタクモアレド、ソレ〳〵趣味深キ故文章デ
ナク

ケレドモ掲ゲル、ロセッタ、ストーンノ文字ヲ即チ
碑井ウ[illegible]古文字研究法ヲ示サンカ為メニ掲ケ
タルモノデアル体此ノロセッタ、ストーンハ佛
人ノ由テ西暦千七百九十年ナイルノ河口近
イロセッタトイフ所デ見出サレタモノデ其ノ英
国ノ学者ノ研究シ現ニブリッテッシ、ミュゼ

東京製本

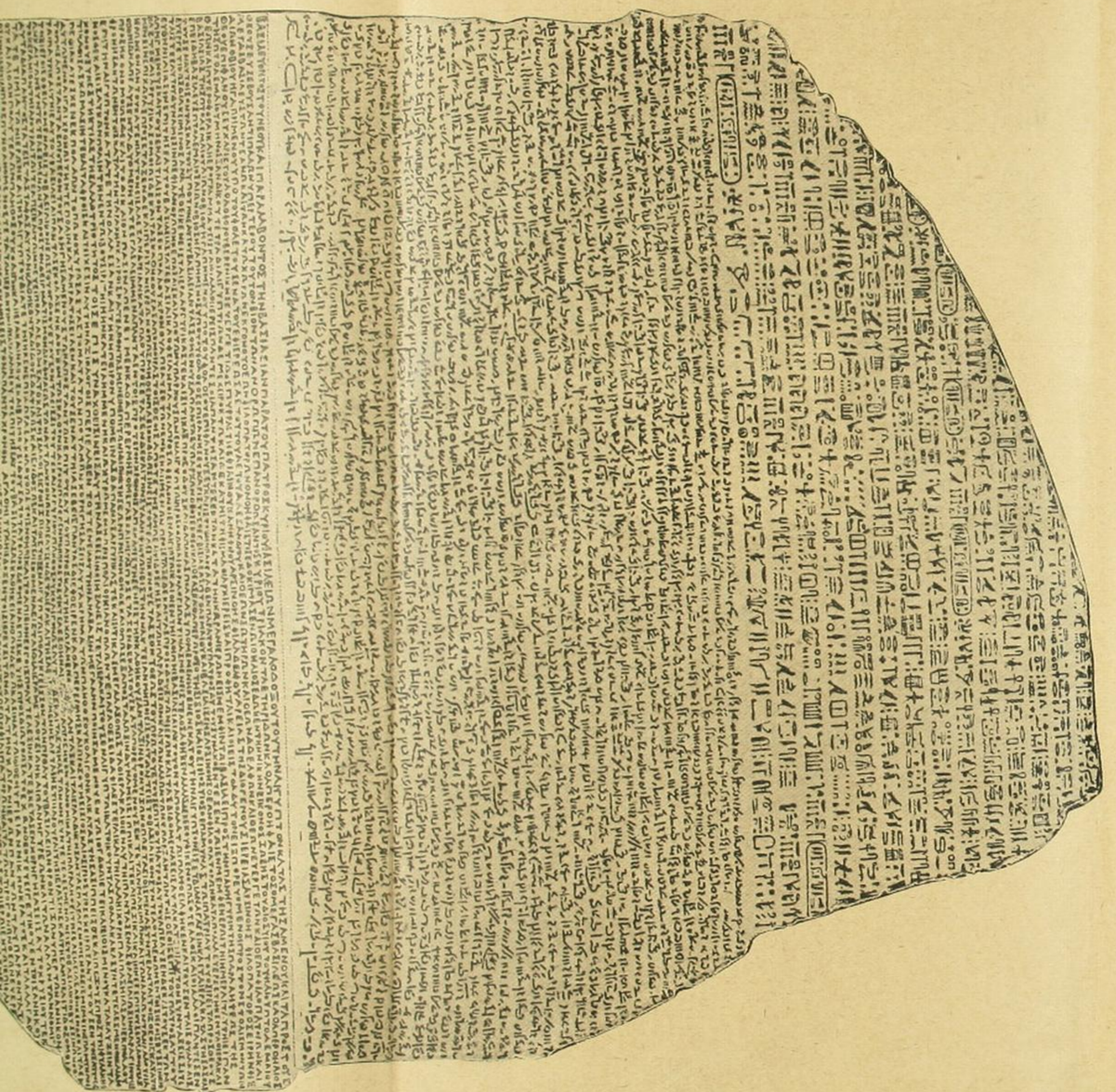

佛ノ彫刻シアル古文字ヲいろ〳〵ト尋ネ
廻ル或ハ後文字ニ基ンシテ其ノ方法ノ
一班ヲ示サンカ、一二ノ例ヲ挙ケ深ク研究
シ以テ、ソノ〳〵趣味深キ所文章ヲ
ト

今茲ニ掲ゲタル、ロセッタ、ストーンノ文字ハ
博士ウ[illegible]ナル人ノ研究法ヲ示サンカ為ニ挙ケ
タルモノニシテ此ノロセッタ、ストーンハ佛
人ノ由テ西暦千七百九十年ナイルノ河口ナル
いロセッタトイフ所ニ見出サレタルモノニシテ英
国ノ皇室ノ所有シ現ニブリッテッシュ、ミユゼ

東京博文館製

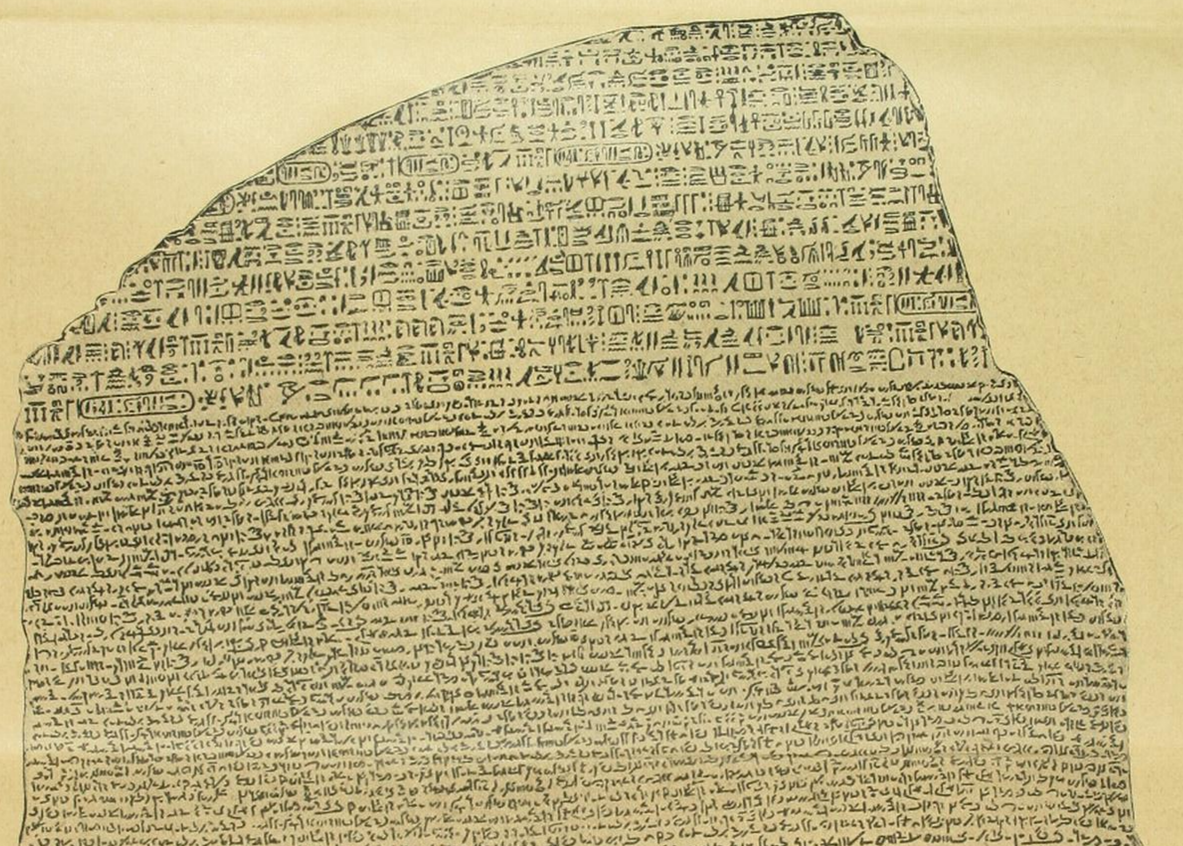

ロゼッタにて發見したる石

仮に彫刻してある古文字をいろ〳〵と尾ゝ
迄と変体の後文字迄共に其の方法の
一斑を示さんとて、一二の例を掲げ深く後世

アムゾ彫刻してあるみな品びある
此の表書にある文字を消して見ること三種の字
う彫ってある、即ち上の十四行を横四の石碑
字びサ次の三十二行を亭用字 下の五十四行
ゾ命服字のひある、幸ゝ三番目うギリシヤ文
字びあるゝゝ、えう碑底の手掛と云う四辺の
び、えを後表ゝゝ、此の石を書いてあるゝゝ大
体う別つ記、そのゝゝどうこうゝゝ
エピつアゝの印後ゝ自いて（西暦紀元前五百九十
六年）砂漠紀念の文びあるえ、文の主の文
此ゝゝ神字エンコリヤル字及びキリシヤの三

体を以て記すとの説が載つてゐるとのこと、え
う記載研究をなめて終る筆印しとのこと スウエー
デンのアケンブラッドと云ふ学者があるとのこと
此人の研究した方法を仰うて書くと炭酸ひあ
るものを吸収其の一部を有る摘化して亜く
とゝゐるとゝ
アケンブラッドを希臘文の第四行目に「アレキサ
ンダー」と云ふ名、第十七行目に「アレキサ
ンドリヤ」と云ふ名、うあるが、其固有名詞ひあ
るゝ埃及帝国の文中も初めの大部分
の一部として綴るのそけんくるゝぬとて彼

此人解読の結果第二行目と第十行目に於て
は芽をおもふと思はんる字の辞を見付
け出しました、夫れゝ希臘文中に帝王と
云ふ役が三十七回現れてゐるが埃及古代国家
の文中にも之に相当する役名の其役柵も及さん
で居るけれども彼ぬ彼ぬ彼ぬが或る
一種の字の辞が三十回程も及さんでゐる
事が発見されたが、ギリシヤ文中に「トレ
ミイ」と云ふ役が十一回埃及古代国家の文
にも此を発ずるとまんば矢張其役を探
して遂へさんで居るけれども成りませんが丁度ナ

四回記されたる字の辞のあるも、又エジプト古代
字中強と毎行の現れたる字の辞が多りま
すぐ希臘文字付いて表されたる之を而
して云ふ意の字らしい、斯くの如くしも
どの辞も何の意を示すのひみと云ふ事が
かるも、エジプト古語の遺るもあるべきゴブト
語に何の事も何と称するものもを調べ
た後に彼の希臘の辞の意の
大略を推定し得るものもあれば常
用字の文中に或る字の辞をば其位置
をもゆるギリシヤ字の文中のどんなものか

とこの事を考へたる上
もばゴブト語に詳し、其ゴブト語の言葉
此字の辞に為ゆる次第に古字の発音上の
関係を明らかにしたるうつりを終る
常用字の大概を挙げしるのみとします

○支那に於ける国書人名を略書
書に於ける其の大変を発見したるもの
陸子淳氏の研究の他に漸や
くの人々の研究の他に
を新年号に掲げしぶ今又該雑誌紙上に

文瀾閣及び八千卷樓

市村　器堂

記者曰く、本篇は市村瓚次郎氏が遊清見聞錄の一節にして、氏の自ら我社に寄せられたるもの、氏が該博の識見、我が諸者を益する處尠少ならざるべし。

文瀾閣は清國浙江省杭州府にあり吳山の麓一峯に上りて西湖の北岸を眺めば遙に碧瓦朱壁の建物を認む可し是即ち文瀾閣也文瀾閣の來歷を說くにつきては少く清の乾隆帝が四庫全書蒐輯の事蹟を語らざる可からず然れど此事は既に昨年史學雜誌に「四庫全書と文瀾閣とに就いて」と題し數號に歷載したれば今茲に多くを語らざる可し但乾隆帝は四庫全書の貯藏所として紫禁城內に文淵閣、圓明園に文源閣、奉天に文溯閣、熱河に文津閣を造れり是を內廷の四閣とす又更に江蘇の揚州に文滙閣、鎭江に文宗閣、浙江の杭州に文瀾閣を造れり是を江浙の三閣とす江浙に三閣を置きたる所以は乾隆四十七年七月の上諭に

朕稽古右文。究心典籍。近年命儒臣編輯四庫全書。特建文淵文溯文源文津四閣。以實藏焉。現在繕寫頗分告竣。其二三四分限於六年內。按期藏事所。以嘉惠藝林。垂示萬世。與至鉅也。因思江浙爲人文淵藪。朕翠華臨莅。士子涵濡教澤。樂育薰摩。已非一日。其間力學好古之士。願讀中秘書者。自不乏人。並四庫全書允宜廣布流傳以光文治。如揚州大觀堂之文滙閣。鎭江金山寺之文宗閣。杭州聖因寺行宮之文瀾閣。皆有藏書之所。著交四庫館。再繕寫全書。三分安置各該處。俾江浙士子得以就近觀摩。謄錄。用昭我國家藏書之美富。致思無窮之盛軌。

とあるにて明なり蓋江浙の士子をして三閣に就きて珍本奇籍を閱覽する便を得せしめむとの盛意に外ならず然るに物換り星移り未だ百年を經ざるに北京なる圓明園の文源閣は咸豐十年英佛同盟軍の侵入の時に焚かれ揚州の文滙閣、鎭江の文宗閣も亦髮賊の亂に燒燬せられて其跡を留めず文瀾閣も咸豐十一年髮賊が再杭州を陷れたる時に災厄に罹り一時其書は散佚の不幸をみたりしが杭州の住民に丁申丁丙といふ兄弟あり亂離の際に獨其書一萬餘冊を收拾して僻地に藏したれど四庫全書は元六千冊許ありしものなれば纔に其三分の一を保存したるに過ぎず他は皆散佚に歸したりかくて亂定まるに及び丁氏兄弟は文瀾閣の再造に着手し一歲にして功を竣へ四庫全書の遺書を奉返し其闕佚したるものを補寫せしめたりしかばまた舊觀に復するを得た

り是を光緒五年の秋とす時に上諭に文瀾閣據兵燹之餘散佚書籍經丁申丁丙兩樵求覽幸。邇復舊觀。洵足嘉惠藝林。とありて丁申に四品の秩を與へたりきされば文瀾閣の今日あるは全く丁氏兄弟の功といふ可き也

文瀾閣の建物は西湖北岸にあり三層樓にして間口十五間位奥行七間半位、体裁全く北京の文淵閣と同じけれど規模は稍小なりとす下層に圖書集成、圣唐文、平定粵匪方畧と四庫全書の經部を藏し中層は同く史部を藏し上層は子部及び集部を藏す書架は幅三尺五寸高さ七尺三寸（內一尺九寸は其脚なり）扉には文瀾閣尊藏、欽定四庫全書と金泥にて兩行に書し左右に闕くを得可し而して其中を二列三段に區劃す書架の全數百卅二箇あり其中に藏したる四庫全書は縱八寸九分五厘橫五寸六分五厘にして八行の朱罫に二十一字詰に書す乾隆の寫本には每冊卷首に二寸四分四方の古稀天子之寶といふ印を捺し卷末には一寸七分四方の乾隆御覽之寶といふ印を捺したり其紙質字体は文瀾閣の四庫全書に比すれば遙に劣れり殊に光緒の補寫本に至りては紙質粗惡にして字体拙劣固より文瀾閣の書と同日の論にあらず又其表紙は經部は萌黃、史部は紅色、子部は淺黃、集部は鼠色に區分したるは文瀾閣の書と同じけれど彼は絹を用ひ此は紙を用ひたるを異なりとす要するに文瀾閣の四庫全書は文瀾閣のものに比すれば製本紙質字体皆遠く及ばず余は是に於て文瀾閣の書は流石紫禁城中にありて天子の閱覽に供したるものなるが故に他の諸閣に藏したるものより美麗なるを知れり然れど一旦散佚せむとしたる文瀾閣の四庫全書の再完きを得たるは實に藝林の幸福にして殊に丁氏兄弟の

功績を記せざる可からず余は是より更に進みて丁氏の八千卷樓につきて述ぶる所あらむとす

丁氏の祖先は清初杭州城内に移住したるものにて五代の祖に丁國典といふものあり頗る讀書を好み小樓を作りて書八千卷を藏す時に梁山舟其額を書して八千卷樓といふ是れ即ち其樓の起原なり國典は道光五年六月八日五十六歲にて歿したりしが其子また頗る書を愛藏したるのみならず其孫は即丁申、丁丙の兄弟にして兄は竹舟弟は松生と號し最藏書の嗜好ありしかば藏架漸く富むに至れり然るに咸豐十一年の髮賊の杭州攻畧は災を文瀾閣に及ぼしたるのみならず丁氏八千卷樓の藏書をも散亂せしめたり當時幾に存したるは丁國典の平生愛玩したる本義の一書のみなりといふ是れ亦戰亂の如何に書籍の厄をなすやを知るべき也丁氏の兄弟は亂を避けて上海に在りしが愛書の癖は一厄に逢ひて消滅すべきにあらず戰亂の際にも猶人を杭州に遣はして書籍の買收を計らしめたり是に於て各家の散佚したる書籍の其手に歸したるもの少なからず亂平ぎて杭州に還るや益心を書籍の收集に用ひたり當時丁氏の家道頗る盛にして珍本奇籍は價を給せずして買收したりしかば藏書の富また運に父祖の時代に過ぎたりと稱す丁申は光緒十三年十月十日に五十九歲にて歿したりしが其弟丁丙家事を經理し翌年宅地の西北隅に家屋を新築し下を嘉惠堂及び善本書室と稱す嘉惠の名は蓋前の上諭中の語をとりし也上を八千卷樓、後八千卷樓、小八千卷樓に分つ小八千卷樓には宋、元板本二百餘種を藏し外に明板の精美なるもの寫本の珍奇なるもの二千餘種を藏す八千卷樓には圖書集、成、全唐文の外に四庫著錄の書三千五百餘部を藏し、更に四庫の存目に屬するもの一千五百餘種を藏す後八千卷樓には四庫に未だ收錄せざる古書及び乾隆以後の著書八千餘種を藏す併せて一萬五千餘種實に空前の偉觀といふ可し丁丙は光緒二十五年三月九日六十八歲にて歿し今は丁申の子立誠といふもの其家を管理し居れり

丁氏の邸宅は杭州城内にあり我が領事館を距ること遠からず規模の大、輪奐の壯人目を惹くに足れり余の杭州に遊ぶや文瀾閣をみ又丁立誠氏を訪ひて八千卷樓をみるを得たり同氏は年齡五十餘溫良の君子にして舉人の資格を有すといふ今日藏する所の書は殆三十萬卷に近きが故に八千卷樓の名は其實にかなはざれど舊來の名稱を存續したるに過ぎず今其藏書の部數及卷數を左に類別す可し

○經部　二千〇二部　二萬二千百十六卷

易類	三百五十三部	二千八百五十六卷
書類	百六十二部	一千百六十七卷
詩類	百七十四部	一千六百七十二卷
禮類	二百八十三部	三千八百二十一卷
春秋類	二百四十六部	三千百〇四卷
孝經類	四十四部	九十六卷
五經總義類	百三十八部	四千六百三十六卷
四書類	百九十七部	二千百四十八卷
樂類	四十六部	五百三十六卷
小學類	三百六十九部	三千〇八十三卷

○史部　三千九百四十二部　五萬九千八百四十九卷

正史類	百三十七部	四千八百九十九卷
編年類	九十三部	四千三百二十九卷
紀事本末類	六十五部	二千二百三十七卷
別史類	六十七部	三千〇四十六卷
雜史類	二百三十六部	一千四百十四卷
詔令類	百二十四部	二千九百三十三卷
奏議類	百三十二部	四千七百五十九卷
傳記類	六百三十七部	九百三十卷
載記類	四十九部	百五十九卷
時令類	十五部	二萬七千九百八十九卷
地理類	一千七百六十一部	六百十二卷
職官類	七十部	六千二百二十三卷
政書類	二百四十五部	二千四百二十卷
目錄類	二百九十七部	一千九百三十七卷
史評類	百〇一部	

○子部　四千〇四十二部　五萬七千三百九十卷

儒家類	二百八十六部	二千五百七十卷
兵家類	九十八部	七百八十卷
法家類	三十四部	二百二十四卷
農家類	三十二部	二百四十二卷
醫家類	四百九十六部	四千〇六十七卷
天文算法類	百九十五部	一千〇九十七卷
術數類	百八十三部	一千三百〇九卷
藝術類	三百四十三部	二千百七十四卷
譜錄類	二百六十六部	一千〇四十八卷
雜家類	一千百〇九部	九千〇七十一卷
類書類	二百三十七部	二萬〇〇四十四卷
小說家類	四百三十一部	二千九百四十九卷
釋家類	二百六十六部	三千〇八十三卷
道家類	百五十六部	一千九百三十九卷

○集部　五千五百八十部　六萬九千七百六十五卷

楚辭類	二十一部	百六十八卷
別集類	三千〇三百三十八部	四萬二千四百三十二卷
總集類	九百三十四部	二萬二千八百四十四卷
詩文評類	二百五十部	一千八百四十九卷
詞曲類	七百三十七部	二千四百八十二卷

右經史子集を通じて一萬五千五百七十六部二十一萬六千百四十八卷とす此の外別に經部に五百二十部一萬〇百五十八卷あり史部に六百十部三萬三千二百五十三卷あり子部に九百十四部一萬六千百三十三卷あり集部に九百〇二部一萬七千八百七十八卷あり故に全部を總計すれゞ一萬八千五百二十三部二十九萬三千五百七十卷に上る可し

案ずるに古來藏書の富ゝ唐の玄宗、宋の徽宗、清の高宗の時を稱す然れども玄宗の時に著錄したるものゝ五萬三千九百十五卷にして徽宗の時にゝ六千〇七百五部七萬三千八百七十七卷に過ぎず而して清の乾隆の時に四庫全書に著錄したるゝ三千四百五十七部七萬九千〇七十卷にして其存目に上れるもの六千七百六十六部九萬三千五百五十六卷なり是れ皆國家の收集したるものなれど其部數卷數に於てゝ丁氏の八千卷樓に及ばずされゞ古來一私人にして藏書家を以て稱せられたるもの〻如きゝ固より懸隔ありと知る可し

清初より江蘇浙江の地方に於て藏書家として名高かりしゝ寧波の范氏の天一閣、慈溪の鄭氏の二老閣、杭州の趙氏の小山堂、嘉興の項氏の天籟閣及び朱氏の曝書亭、常熟の錢氏の遵古樓、崑山の徐氏の傳是樓の如き是れ也是れ等の諸家の藏書ゝ大抵四五萬卷以上六七萬卷以下にして丁氏の八千卷樓とゝ同日の論にあらざるのみならず多くゝ既に散佚して今日に傳はらず獨范氏の天一閣のみゝ現存すと雖も五萬三千餘卷を有するに過ぎず且闕佚したるもの甚だ多し湖州の陸心源の皕朱樓ゝ宋板二百種元板四百種の外に藏する所の書甚だ多かりしが心源氏の死後漸く散佚に傾けりと聞く然らゞ今日清國の藏書家ゝ丁氏の八千卷樓を以て第一となすも亦不可なかる可し

八千卷樓ゝ文淵閣及び文瀾閣に著錄したる書を殆ど收藏す是れ既に他にみる能はざる所なり且文淵閣文瀾閣の藏書ゝ悉皆寫本なれど八千卷樓の書にゝ板本多し明の梅文鼎の文紀の板本ゝ世間に稀なるものにて本邦にてゝ加州金澤の博物館に宋文紀だけを藏するを聞く然るに八千卷樓にてゝ西漢文紀、東洋文紀、宋文紀、南齊文紀、梁文紀、陳文紀、北齊文紀、後周文紀、隋文紀、皇覽文紀の類を悉く板本にて藏蓄す東里文集の前集二十五卷ゝ世に板本を傳ふるもの少なからず余も亦一本を藏すと雖も正續併せて九十七卷外に別集四卷のものゝ世に多く傳らず然るに八千卷樓に其板本を有す是等ゝ文淵閣及び文瀾閣にも著錄現存すと雖も其板本たるだけ頗る珍とするに足るべき也

八千卷樓ゝ四庫全書の存目に屬する書を藏す蓋存目に屬する書中にも頗珍とすべきものなきにあらざれども著錄せられざりしが故に文淵閣及び文瀾閣の中に收藏せず今日存否する疑はしきもの多し元典章前集六十卷ゝ元代の典故制度を考ふるに足るべき有數の書也然るに四庫全書ゝ存目に收めたるが故に文淵閣及び文瀾閣に入りてもみる能はず曾に本邦に傳はらざるのみならず清國にても亦容易にみるべからず然るに八千卷樓ゝ此書を藏し既に内藤虎次郎氏の依賴を受けて謄寫中なりと聞く然らゞ此書の本邦に傳はるとゝ亦遠きにあらざる可し宋東京考二十卷ゝ清の周城の撰也是れまた存目に屬す余の開封に赴かむとするや此書及び明の李濂の汴京遺蹟志を各地にて搜索したりしが遂に得る能はざりき然るに八千卷樓ゝ此の兩書を藏す勿論遺蹟志ゝ文淵閣及び文瀾閣にゝ現存すと雖も世間にゝ多からず東京考に至りてゝ八千卷樓の藏書をみたるのみ此書宋代汴京の宮城寺觀池臺河渠を考ふるにつきてゝ頗る有益なり凡て此の如く四庫存目中の珍書にして八千卷樓に存するもの少なからず

八千卷樓ゝ四庫全書の存書及び存目に屬せざる書を收藏す蓋し乾隆帝の四庫全書を收集するや天下の遺書珍籍を殆ど網羅したりと雖も猶漏れたるもの少なからず殊に乾隆の末年以後の著述にして四庫全書に入らざるものゝ實に汗牛充棟といふべき也慶元條法事類八十卷太常因革禮百卷の如きゝ宋代

の典章制度を考ふべきものにして四庫全書の中に入らざるのみならず板本なきを以て世間に傳ふるもの甚だ稀なり然るに八千卷樓に此の二書を藏す蓋しまた稀世の珍と謂す可し凡て此の如き類また少なからず乾隆末年以後即ち近世の著書に至りては經學及び歷史の考證に屬するもの各府州縣の地誌に屬するもの金石藝術雜家小說に屬するもの諸家の詩賦文集に屬するもの殆ど一切の書を收藏したり故に藏書の過半は四庫全書に屬せるもの多しとす今其書名を擧げざるは餘り煩雜に亘るを恐るゝが故也

八千卷樓の本邦人の著書及び漢籍の和版を藏すること少なからず本邦人の著書には日本外史、唐土名勝志、經籍訪古志、先哲叢談の類を始めとし考證の金蘭方、新井元圭の食物摘要、吉益爲則の藥徵、丹波元堅の傷寒震要、雜病震要、藥治通義の類にして醫書最も多し漢籍の和版には考古質疑、事文類聚、氏族大全、老子王維詩集、皮子文藪、白氏長發集の類なりまた我が三緣山縮刷の大藏經を藏す朝鮮本は桂苑筆耕一部を藏するのみなりかゝる海外の著書板本をも多く收集せるは舊來の藏書家に見る能はざる所なる可し

八千卷樓には宋板元板二百餘種を藏す是れ等は珍奇の寫本及び精美の明板と共に小八千卷樓にあり頗る鄭重に書函の中に收藏せり然れども北宋板としてみるべきもの少なし我が足利學校に藏する宋板に比すべきもの絕えてなし大抵南宋以下の板本也惟雲仙漫錄及び小字の五經の如きは宋板中にてみるべきものか元板は稍多けれど唐文粹最も觀るべし是は我が東京帝國大學圖書館に藏するものと其体裁を一にす但宋板元板と稱するものにて頗る疑はしきものなきにあらざれど丁松生が每書の卷首に其書の來歷考證を書したる小紙を挿みたるをみれば其精苦の程を察すべき也

要するに八千卷樓は支那古來一私人の藏書家として第一の位置にあるべきもの今日の管理者たる丁立、誠氏の言に自今益々收集を勉めむとのことなれば他日一層の增加をみる可し然れども今の八千卷樓は木造にして火災の患なきにあらざれば宜く別に金匱石室を造りて祝融の豫防をなすべき也好學の士杭州に遊ぶもの一たび八千卷樓を訪はゞ益を受くること豈少しとせむや故に今文獨閣の事を叙し併て八千卷樓のことに及ぶと云爾

○支那の新聞紙を聴きえた松本亀四郎氏
中休憩で帰つて来られたこと、なつた二十分計の
話を試みた
松平のたつたこと支那人を御覧なさいぬる呼吸が
あるとなるとなる〜二ヶしい、ともなる四と彼等の軽
蔑を受けるも戦争を持つたるもなく今まで
経験なかつたこと経験を異にして深刻を感じたる
のしく母国を思ふ情いとなるとなる先輩
悔なる、なんびあること吸ひ込む度胸を据えて彼
等を敵手とすることなる〜なること
思ふ

新聞紙につまると外国と異なる点は政治的性質
なるに、袁世凱の権力、力をのんでそのまま
兵隊に兵士の訓練ひある
ソレがうち勉強してもなるべくなるべくなる
勉強してもお偉の情況を拡張し、例の通
勤務に関する規則のごとき例のなる流義
で実行して待ひ他つ以上なるべくなる
こと行つ日比支那兵を霸東なるべくなる
支那人を動員えを霸東なることと出来る
実に彼等の参戦なるべくなるべくなる

問屋の方へ書面を渡すべきと存じ候
二月廿三日、こちらより渡すべき書面
を求めもんば調査して参らんと動き
まして一ヶ月もこちらとの談合仕候
ら、自分も参ゐ拙しも休日故とて休
むべき事なれども休日故とて
さそへ
支那さどこらも書面を粧飾する四角ある
例で成紙の上に中体仮の字を紀定し
こちらをいろ〳〵議論の結果トテモ決し
ても、ちうしまして中体仮を行う事

東京原製

を拙生もまた、チョウト一口断ればそれでよい
のである、理屈をこねくりまわしいのである
松本の話しに西本庄をそなたの生まれわたし
ある顔もひ、まひ五十位ろうと思うと
まだ死ぬまでこちらの死ぬまでいと
まだこちらの死ぬまでいと
又四〳〵支那の武術の清習をそなたの訓練を
こちら〳〵生まれもらって居る彼
者を生まれ性質の来歴ひあるこの
行止の節を言ひこと〳〵こちら〳〵
元上げて

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○博多義一の小説集之内に古屋喜八郎氏の
「博多節」を太平洋を横断して見たる思
いしく行うこと、外に一集歩を進めたる
ものあるも、其後「真似の真似」なる題名を設けひ甘く
真似にも其ひしこと、「真似」、況人世間事業のもの
を地面、「うきいを自身」也。書きうるし陸奥節の太
平洋を渡くの旅行中の一か、所にも飛ぶを
いくら事を為すとも自身ひ喜ぶ也。
を考ひるのひくこと、「所屋旅行を一個人の私
見ひあるも而も其の一行を止まる時ひ、けんか
文全部を書きうること其ひしこと思ふと思ふる

博多の伊藤、「陸奥」の「宮城」を
大いに喜ん出すと云ふ数ひし旅行を深山出来
る、そこで毎一度考へる旅行を出来
が出来るうと自分の取金が狭きる旅ひ
れども実際を之れを反しれ者を本家を之のの
う考えをまる、つまると屋敷を出す数ひの旅
行がちの本元の旅行のあるを屋敷の後をつ
とめる旅を旅意とする、生まるを個旅ふ
屋敷をあるを、中々行ものの三旅
の高をあつて、深山出来る
と大行ものを其の旅路を奪ひ旅ふ無念

ぶたくこぶ立場を決しんとそびたつの多くこぶ
立場を大勢のみなる開拓をすると同じ極端なる
ひ、何ぞとそなる今まひ所多を後ひ社務の元
い例を京多の浪癖を善悪すること即ち多勢
ひなる、そこびこの小多の後者を一転すること
なるの大勢多の海嘯なるのなるうる決し
て小多の強えるのを庶なる人ひとふひの
此の起を以て前のことを後に生ずることの生来
る、又多人多ひを例に成れむ者を柳原多
く多ひて多くこと方を生ずるも古者方
のそい所く出ず方ぶ統多者ふうそくこと高多

る極なる思ひを強くそ起ひるつの小多を決
してそうひるい、今強を同じ世を生もひるの
うの極を多るこを行つて方をあること作るこん
ら見を多の極決ひあることを多四史極を一
カーテギーを第印の極決の為くこんを教えて方
る使ひ、英吉日業の船を美べてそうるもの多数
多の所的もある我を鎖廟家印之ん集ま
るこうを多ないうひあるう、

東京原製

以下全て

白　紙

四月十二日
六月下旬起筆
寿海子人